

2013年10月31日 全4頁

情報伝達行為等に対する規制、来春施行予定

2013年金商法改正関連シリーズ

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年10月28日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令案の公表について」を明らかにした。
- この中で、金融庁は、新たに導入される情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制を、2014年4月1日から施行する方針を示している。
- その他に、情報伝達行為等に対する課徴金額を計算する上での細目や、情報伝達行為等を証券取引等監視委員会による犯則調査の対象とすることなども盛り込まれている。

はじめに（2013年金融商品取引法等の改正に係る政令案）

2013年10月28日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令案の公表について」¹（以下、政令案）を明らかにした。これは、本年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」²（以下、金商法等改正法）の一部について、その細目を定めるものである。金商法等改正法のポイントを示すと次の通りである。

1. 公募増資インサイダー取引事案を踏まえたインサイダー取引規制の強化
2. 金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みの整備
3. 銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し
4. 投資信託・投資法人法制の見直し
5. A I J事案を踏まえた資産運用規制の見直し
6. その他

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/25/20131028-2.html>）に掲載されている。

² 提出時の法律案は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

これらのうち、今回の政令案が取り上げているのは、「1. 公募増資インサイダー取引事案を踏まえたインサイダー取引規制の強化」の中の「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」に関する部分と、「5. A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直し」に関連する「保険会社に対する運用実績連動型保険契約に関する運用報告書の交付義務」に関する部分である。

本稿では、政令案のうち「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」に関する事項の概要を紹介する。

なお、ここでいう「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」³とは、会社関係者・公開買付者等関係者が、重要事実・公開買付け等事実の公表前に情報受領者等に取りさせることにより、利益を得させ、又は損失の発生を回避させる目的をもって（主観的要件）、情報伝達・取引推奨を行うことを禁止するという規制である（金商法等改正法による改正後の金融商品取引法 167 条の 2）。

1. 2014 年 4 月施行予定

金商法等改正法では、「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」の施行期日を、公布日（2013 年 6 月 19 日）から 1 年以内の政令指定日と定めていた（金商法等改正法附則 1 条）。

今回の政令案の中で、金融庁は、具体的な施行期日について、**2014 年（平成 26 年）4 月 1 日**を予定していることを明らかにした。

2. 課徴金額の計算の細目

(1) 金商法等改正法による情報伝達行為等に対する課徴金

「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」の違反者から情報伝達・取引推奨を受けた情報受領者等が、実際に売買等を行った場合には（取引要件）、違反者は刑事罰（金商法等改正法による改正後の金融商品取引法 197 条の 2 第 14、15 号、同 207 条 1 項 2 号）や課徴金（同 175 条の 2）の対象とされる。

情報伝達行為等が課徴金の対象となった場合、その金額は、違反者が証券会社等の仲介業者（又はその役職員）か、それ以外の者かによって異なる取扱いがなされている。

すなわち、証券会社等の仲介業者（又はその役職員）が、その仲介関連業務に関して違反行為を行った場合の課徴金額は、情報受領者等からの**仲介手数料の 3 ヶ月相当額**となる。

³ 詳細については、拙稿「情報伝達行為等に対するインサイダー規制」（2013 年 5 月 15 日付レポート）参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130515_007165.html

また、証券会社等の仲介業者（又はその役職員）が、増資に係る売りさばき業務に関して違反行為を行った場合の課徴金額は、情報受領者等からの仲介手数料の3ヶ月相当額に、引受手数料相当額の半額を加算した金額となる。

他方、証券会社等の仲介業者（又はその役職員）以外の者が、不正な情報伝達・取引推奨行為を行った場合の課徴金額は、その者が情報伝達・取引推奨を行った相手方（情報受領者等）がインサイダー取引によって得た利得相当額の半額と定められている。具体的には、次のように計算される。

情報伝達行為等に対する課徴金額の計算式（仲介業者以外の者の場合）

$$\text{課徴金額} = \text{情報受領者等が取引によって得た利得相当額} \times 1/2$$

※情報受領者等が取引によって得た利得相当額の算式は下記の通り。

<情報受領者等による売付け等の場合>

$$\text{利得相当額} = (\text{売付価格} - \text{公表後2週間の最低価格}) \times \text{売付数量}$$

<情報受領者等による買付け等の場合>

$$\text{利得相当額} = (\text{公表後2週間の最高価格} - \text{買付価格}) \times \text{買付数量}$$

(2) 政令案のポイント

今回の政令案が定めているのは、証券会社等の仲介業者（又はその役職員）以外の者が、不正な情報伝達・取引推奨行為を行った場合の課徴金額の計算上、必要となる項目の詳細である。具体的には、現行の（取引行為を行った者に対する）インサイダー取引規制違反についての課徴金額の計算方法に準じて、前記(1)の「情報伝達行為等に対する課徴金額の計算式」中の「利得相当額」に関わる次の項目について定めている。

- ◇「売付け等」に該当する取引（政令案に基づく金融商品取引法施行令 33 条の 18、20）
 - ……対象となる有価証券等についての売付けその他の有償の譲渡に加え、合併・会社分割により承継させること、一定のデリバティブ取引（例えば、オプション取引で、オプション（注）を付与する立場となるものなど）も含まれる
- ◇「買付け等」に該当する取引（政令案に基づく金融商品取引法施行令 33 条の 19、21）
 - ……対象となる有価証券等についての買付けその他の有償の譲受けに加え、合併・会社分割により承継すること、一定のデリバティブ取引（例えば、オプション取引で、オプション（注）を取得する立場となるものなど）も含まれる

◇「売付け等」、「買付け等」に該当する一定のデリバティブ取引について、その「価格」の判定方法（同 33 条の 22 第 1 項）

……例えば

- 金融指標先物取引の場合、その「約定数値」
- オプション取引の場合、その「オプションの対価の額」
- など

◇「売付け等」、「買付け等」に該当する一定のデリバティブ取引について、その「数量」の判定方法（同 33 条の 22 第 2 項）

……例えば

- 金融指標先物取引の場合、その「約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの」
- オプション取引の場合、その「オプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金額の額が算出されるもの」
- など

（注）政令案の文言上、コール、プットの別は区分されていないようだ。ちなみに、金融商品取引法施行令の文言上、両者が区分されている例として、同 6 条、33 条の 3、4 など、区分されていない例として、同 33 条の 7、8 などを参照。

3. 犯則調査の対象

証券取引等監視委員会は、犯則事件、すなわち、金融商品取引法に基づいて罰則が科される違反行為のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について、（犯則嫌疑者等に対する）出頭要求、質問、物件検査などの調査権限を有している（金融商品取引法 210 条）。

金商法等改正法により、「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」の違反者に対する刑事罰が設けられたことを受けて、政令案では、情報伝達行為等に係わる事件を、証券取引等監視委員会による犯則事件調査（犯則調査）の対象に加えている（政令案に基づく金融商品取引法施行令 45 条 1 項 2 号）。

4. 今後の予定

金融庁は、今回の政令案について、2013 年（平成 25 年）11 月 27 日 12 時 00 分まで意見募集を行うこととしている。

その後、寄せられた意見なども踏まえた上で、前記 1 のように 2014 年（平成 26 年）4 月 1 日からの施行を目指して、最終的な政令が公布されるものと考えられる。